

拓殖大学 経営経理研究

第 114 号

2019 年 1 月

論 文

技術経営のグローバル化

— 環境変化に適応できるための文化的要素 — …… 金 山 茂 雄 (1)

国内情勢に関する情報の不完全性が

国際交渉に与える影響…………… 海老名 一 郎 (11)

英米法と大陸法の会計思考の相異…………… 三代川 正 秀 (19)

拓殖大学経営経理研究・執筆要領…………… (33)

前 号 目 次

- 企業の産業イノベーションのためのグローバル化と
未来産業創造（2）…………… 金 山 茂 雄（1）
- 経営学及び経営組織研究における「遊び」概念の変遷
—Kavanagh（2011）への批判を中心に— …… 寺 本 直 城（21）
- グループガバナンス改革に関する一考察
—コーポレートからグループに焦点が変わったのは
なぜか— …… 小 室 瑠 実 子（37）
- 2017 年度 月例研究会報告……………（49）

拓殖大学
経営經理研究

第 114 号

拓殖大学経営經理研究所

〈論文〉

技術経営のグローバル化

— 環境変化に適応できるための文化的要素 —

金山茂雄

要 旨

世界全体がグローバルな環境と社会へと移りつつある。特に、インターネットの普及は、世界がグローバルになり人々が活発に行動している。この状況が20世紀末に想像していた人たちは、情報通信時代の到来が企業経営、組織、情報などの管理体制の再構築も想像しただろう。一方では、特に組織体の経営に多くの課題を投げかけた。それはITの発達に伴い、知識型・情報型組織の管理するための新しい組織原理が必要であり、企業活動がITを利用した経営に移行することを確信しただろう。そして、経営のデジタル化・情報化社会の形成へと進展すると推測する。しかし、そこには企業の倫理が最重要課題のように必要性が強まる。ここでは、技術経営のグローバル化に関する重要な項目などをいくつか提示し、企業経営と産業創造及び産業人としての人材育成に関して再認識し、再考するものである。また、最後に企業の発展には企業経営の倫理観が必要であることについて述べる。

キーワード：技術経営、環境変化、技術倫理と社会、技術移転

1. はじめに

21世紀に入り世界は新社会の形成へ進んでいる。今日、技術革新に観られる新しい社会システムや経済システムなど、社会環境の変化の中で新体制・新体系の新規事業展開するマネジメントが必要となっている。そして、失いつつある企業の伝統文化つまり、企業史が人と組織、組織と組織社会を正常に戻してくれるだろう。それは、現代企業の経営活動の変化の背景があまりにも高度な先端技術に依存し過ぎていたためである。新技術を生み出すことは、人に「やさしい」商品でなければならない。生産性、効率性、低コストなど新しい企業経営のスタイル、企業経営の新しい実践モデルなどが期待されていた。しかし、現時点では期待に応えることなく21世紀に入った。

21世紀のはじめ、「西欧中心主義の否定」の名目の下に技術の文化・文明の普遍性を否定し、それを拒否して伝統的社会のあり方や生活様式を縮持することを主張する人々が存在するとすれば、その動機が疑われるべきである。それは伝統的社会の中で不合理な特権を持つ人々が、その中の多くの人々を排除して、それを保持するためか、逆に欧米の人々が技術文明を自分達だけのものとして、それによって得られる経済的、政治的な文化的な力を独占し、世界中の人々を一つの中に閉じ込めていく考えを得ないのである。

今、技術の文明とその前提となっている世界観、価値観が地球上の全世界の人々の普遍性を持つ

ている大都市の人々の生活は急速に西欧化し、均一化しつつある。しかし、伝統的文化をどのように生かすことができるかということではなければならない。そのためには、衣、食、住を中心とする日常生活が急速に西欧化し、ほとんど麓がなくなっていることを、すべて合理的とは言えないが、その地域にとっては不合理といえる場合もある。またそれは、生活の画一化を意味するから、文化的多様性を失い、世界全体の生活文化を貧しくすることにもなる。

そこで問題は、技術文明を拒否して伝統文化が維持することではなく、技術文明の中からの普遍性を保持しつつ、伝統的な西欧文化の要素を、部分的に切り離し、多様な文化的伝統と、また新しい文化を取り入れることが必要である。文化的多様性は、単に伝統文化の維持だけではなく、異文化との相互交流（異文化コミュニケーション）が社会的な混乱、紛争に対しても十分な問題解決に役立てている。文化的多様性の存在は、伝統のみに頼る文化はやがて化石化し衰退してしまう。歴史的に観てローマ帝国、唐、サラセン帝国などが新しい文化創造の場となったのは、異文化との相互交流である。

技術文明は、メディアの発達を通じて、異文化の相互交流を飛躍的に増大させた。マスメディアは文化的画一化をもたらすリスクもあるが、情報技術（IT）の発達が、少なくとも異文化の相互交流の活性化に影響を与えている。そのため、多様な文化との関係性の探究が必要である。

一方、企業の経営には欠かせないのは、企業経営者の意識である。新しい社会形成のためのルールである。この変化に対する経営者は、多くの企業つまり全体的に対応はまだできていない。その中で、現在の変化に適応した会社は成功を勝ち取り、広く資源を利用している。その際、自社の経営資源が集中するビジネス分野には十分に注意が必要となる。そのための高レベルモラルにはリスクを払うことはしない（品質保証、信頼性など）。現状のルールを維持するだけである。

情報通信ネットワークを活用し、変革に対する企業経営に対する方針等は戦略の基本を変えなければならない¹⁾。

したがって、技術経営のグローバル化に関する重要な項目などをいくつか提示し、企業経営と産業創造及び産業人としての人材育成に関して再認識し、再考するものである。また、最後に企業の発展には企業経営の倫理観が必要であることについて述べる。

以上、新しい社会形成への困難さが目に付くばかりであるが、技術経営のグローバル化に関し、文化的側面や倫理面、人々との関係、新しい変化に適応できる人材育成の形成にとって整理・検討を試みる。

2. 伝統的な文化活動の推進

日本の企業文化は継続的精神で強く形づけられている。企業の長い伝統の中で、自らの業務・事業を通して社会に貢献する宣言をする企業は多い。文化活動の遺産は社内の人心に深く宿している奉仕の精神であり、思いやり、優しさ豊かさに根ざすものもある。この心と精神を対外的に制度的に提供する慣習、それが文化的遺産なのである。同時に文化的要素となり得るものであるといえる。積極的に発揮する場合を見つけ出し、企業のトップマネジメントの優れたリーダーシップによって発展させることも弱体することもできか、それゆえに、文化度の低さは経営者の認識不足と器量の問題とされ、それが社会よりスポイルされる遠因になることを十分意識しなければならない。

したがって、文化活動は企業にとって必要であり、企業の「生きる」手段の肥しとなるものである。米国産業の様子で分かるように、企業は戦略的に情報を活用するためのシステムの整備やシステム化が必要とされ、システムの整備やシステム化のため、その処理形態と業務の効率化および有効化、競争優位の確立、連携企業の推進を奨励していたが、倫理的価値あるものの認識がコスト削減と時間節約はムダの排除、情報の共有、共生と融和が行なわれ、これらは倫理では非常に大切なものである。市場の計画、分析、調査や商品開発（商品活性化）、販売の促進（販売活性化、バーチャルセール化）、営業活動の効率化（経営活性化、営業の高度化）と営業方法の変化、顧客管理（管理効率化）などがより速く、どこでも、何時でもできるのである。すなわち、情報技術によりあらゆるものが活性化されるのである。特に、共有化、コスト削減、時間節約のような円滑化および品質の向上は、共働、共生、無駄をなくす意味で倫理的価値を持ち合わせていると言える。しかし、競争を重視するならば非倫理的の行為となる。

インターネットに代表される情報技術（IT）の変化は、その機能や役割の可能性を従来のメディアという範囲で把握することはできない。しかし、一方で、情報技術（IT）の大衆化や生活者のライフスタイルの変化を十分把握し、見据えた時間軸においてビジネス化に取り組む必要がある²⁾³⁾。

新しい概念、そして新しい価値観の創造のもとで政治・経済や社会のモデルを構築するほか道はないのである。欧米では、必ず成功したときの鍵になっているのは企業の文化や風土、考え方や意識、そして伝統と習慣を変えることであると。変化を求められたとき古いものを固辞するのはどのような組織でも必ず発生する問題である。情報システムを最大限活用するためには合理的思考へ考えざるを得なくなる。なぜなら情報システム自体が合理的思考のもとに構築されているからである。企業がネットワーク環境の中で従来から、緊密な関係を結び維持する際、過去の伝統や手法、習慣の違いをお互いに把握し、理解を深め納得のいく合意をするように調整が必要であり、またしなければならぬ。そのとき当然合理的判断を行うことになる⁴⁾。

以上、企業は根底から変えなければならぬのである。一部の倫理的側面があるが企業の文化、考え方、伝統、習慣を変えるものではあるが、日本の企業の場合、失った考え方、伝統、習慣を取り戻すことになるのではないと思われる。次から次へと軍事的構造転換をいやおうなしに推進してきた⁵⁾。技術革新と人間の集まりである組織構造が整合しながら変化していくのである⁶⁾。

3. 企業の文化と多様性

3.1 企業の文化創造

文化は、人間が創造した精神的な一面で価値の高いものである。したがって、文化の創造を行った人たちは国家としても重要な財産として毎年その尊敬の念で「勲章」を与える。しかし、身近なものとして慣習化されているものである。学問、芸術、道徳、宗教、生活など様々である。つまり、文化や文明は人間の精神的、内面的な生活に係わるものを文化の要素とし、造形、創造、有形などを文明として区分けしている。文化は時代と共に良き、悪きに直接的に関与しなくても進化するのである。現在、非常に良いとはいえない。企業も同様である。そのために企業の文化、特に倫理観の意識の向上が企業の再生に寄与すると思われる。菊池氏によれば「企業の反倫理的行動がいかなる要因によって発生し、促進されるか」、特に「企業における反倫理的行動の回避可能性」に

着目し、その可能性を次のように挙げている⁷⁾。

- (1) 倫理的価値の制度化
- (2) チェック・アンド・コントロール機能の確立
- (3) 経営教育

の3つの重要性を述べている。また、反倫理的行動の背景に関し、次のように指摘している。

- (1) 社会の状況
- (2) 企業・組織・文化と文化的要素
- (3) 職業の倫理性
- (4) 個人の倫理観

などが複雑に関連しあいながら多様な行動を促進するものであると述べている⁸⁾。

水谷内氏は、企業の行動に関し「企業の経営行動はそれが内在化している理念によって規定される。企業理念は、その活動を遂行する際の精神的よりどころとなる内面化された価値観ないし価値基軸である。企業ならびに経営者は、理念主導型の戦略展開を推進、同時に理念を組織内にビルトインし、理念の具体化・制度化し、理念を戦略や組織に注入することは組織構成員の活動に一定の方向性を与え、組織的統合を達成するための有効な手段となる」と述べている。そのために高いレベルの企業行動基準の構築が必要であるとも述べている。同様の指摘は以前から森本氏も述べている。そして、「企業ならびに経営者による積極的な倫理の制度化や倫理的配慮、倫理的な企業文化の創造など一連の行為は、当該企業の経営活動にとって不可欠な要件である」と述べ、そのためには、「企業・経営者は経営活動を効果的に遂行し、これを日常業務に活用するための倫理的な安全装置や自己規制手段を確立しなければならない。また、組織構成員を日常的な非倫理的な状況から道徳的・倫理的行動へと誘導することが必要になるからである」と述べている。その対処方法として幾つか挙げている⁹⁾。

- (1) 企業行動基準と倫理綱領および行動憲章・制度
- (2) 倫理委員会の設立と倫理教育および訓練プログラムの実施
- (3) 倫理問題担当役員と倫理監査の設置

など、以上から両者の報告から言えることは、倫理的価値の制度化、職業・個人の倫理および教育・訓練の必要性を主張している。

企業や社会の倫理性はもちろん必要であるし、両者の述べていることは、伝統的な道徳的教育の欠落を意味するものであると考える。これは、一つの社会の基盤でもあったはずである。しかし、今世の中を見渡したとき、社会の基盤として浸透していたものが失われ別の基盤に変わりつつあり、それが情報であろう。つまり、企業文化、社会全般の文化が変化していることであり、社会や企業は、人の集まりであり、最小単位の集まりや個人まで健全かつ責任ある行動が行えなければならない。すなわち、個人→家族・家庭→企業→社会の順と考える。

企業や社会での制度化を確立したとしても根底にある「人」は変わらないと思う。筆者は倫理的価値創造の方向性が外から内ではなく、内から外への倫理観への教育が必要であると考え。普段の日常生活にこそ、倫理が必要でありそれを習慣化することで企業や社会が制度化しなくても自然に倫理的な社会への形成が実現できると考える。

3.2 多文化主義的創造

多文化主義とは、一国、1つの社会、あるいは世界全体における支配的な多数者の文化に対して、色々な意味のマイノリティー、すなわち少数民族、あるいは同性愛者、被差別社会層の人々のそれぞれの文化や生活スタイルの固有の価値を認めようとするものである。もちろん異なる文化を持つ人々の作る社会の中で、少数者は文化が異なるゆえに差別されてはならないというのは当然のことである。また、他方1つの社会の文化的豊かさは、その社会を構成する人々の文化的多様性によるところが大きいので、少数者の多様な文化やその伝統を尊重することは有益なことである。しかし、1つの社会が統合され、秩序が維持されていくためには、多くの異なる文化的伝統を持つ人々が、少なくとも最低限の基本的価値観を共有することが重要かつ必要である。たとえば、異なる文化を持つ人々が、自己が他と異なる考えを持つことのみを強調し、価値観を共有しなければ社会は崩壊してしまう。多文化主義が異なる文化的伝統を持つ人々は、それぞれに別社会を作ることを主張するのではなく、1つの多文化社会を作ろうということであれば、共有すべき価値観がどこにあるかを探さなければならない。伝統文化の中には欠けているものなのである。

21世紀は、科学技術の方法とその基礎となる合理主義的思考は、世界全体において共通の前提条件となるべきものである。多文化主義では、それを拒否することは、あまりにも失うものが大きいというべきである。もちろん、物質的進歩、経済生活水準の向上、健康の増進などを、すべての意味のない無価値なものであるとする思想や信仰も存在し得るであろう。しかし、科学技術の進歩による生活の向上、健康の増進は、その機会が与えられれば圧倒的多数の人々が良いこととして受け入れることであると想定することが、西欧文明の偏見であるとするのは、むしろひねくれた考え方というべきである。歴史的社会的な囚習や社会的自然的制約を除いて考えれば、すべての人間が豊かに、健康に、そしてそれによって幸福になることを否定するような考え方は、世界中の大宗教や優れた思想の中には存在しないはずである。実際に20世紀において科学技術文明が世界中に拡まったのは、決して欧米からの考えではなく、むしろ非欧米の人々の主体的な選択の結果であったことは繰り返し述べなければならない。

4. 企業の文化的倫理と技術倫理

企業の文化的要素は多い。個人的な考えとして、注目するのは、倫理的価値の制度化、職業・個人の倫理および倫理教育・訓練、監査である。この中で特に、職業あるいは職場・個人の倫理および倫理教育・訓練、について述べることにする。

周囲を見渡すと、食べたい物、着たい物が自由に入り、行きたいところへは乗り物が運んでくれる。それらはすべて人々の働きによるものである。それすら理解できず豊かさに甘えている者が多すぎる。食べたい時に食べ、着たいときに着て、行きたいときに行くなど社会全体から観れば、社会も人々の生活も成り立たなくなる。人それぞれが社会を構成する一員であるという自覚を持ち、自分の役割を立派に果たしてこそ社会は成り立ち、豊かさをもたらしてくれるのである。社会における役割は人によって異なるが団体や企業などに勤務し、組織の一員としての役割や責任分野を持って働くこと。その組織の大小の差はあったにしても人が二人以上集まって仕事（労働）を行う

際、そこに「きまり」が必要となる。きまり以外にもお互いに気を付けなければならない点がある。それが職場の倫理であると考ええる。これらのことは、社会の一員としての第一歩の時、すなわち新人研修などで訓練されるものである。また、会社などに籍を置くことは、組織の目的を達成するために働きに行くのであり、その働きに対して給与が払われる。自分の行為が組織の目的と相反する場合、自分自身の損失となり、周囲にマイナスの影響を与えることになるのである。そして、外に対しては、会社や職場を代表する一員であるという意識を忘れず行動することが重要なことと考える。職業心理の中で人が働く目的について次のよう示している。

- (1) 働くことによって生計をたてる
- (2) 働くことに満足と生きがいを見出そうとする・人間としてみとめられることを願う
- (3) 何等かの役割、地位を得る

これは、雇われている者の心理であり、雇う者は個々の働く目的を達成させるために雇っているわけではないことに注意しなければならない。社会の要請に対応しながら利益を得ることが目的である。社員などは組織が自分に対して何を求めているのかを理解することである。

次に、仕事をミスなく完全にやり遂げることである。どんな仕事でも不平不満を持たず、誠心誠意を持って仕事に取り組むことが基本であり、自分の能力が発揮できないからといっていつも不満一杯でいるとどんなことにもあきらめてしまう。つまらない仕事だから適当に処理する考えは意外とミスを生じる。雑な仕事ぶりになる。また、一つの仕事を満足にできない者に責任ある仕事は与えられない。個人が常に単純な仕事内容であっても組織全体にプラスしていく心がけを持たねばならないと考える。そして、どうしたら仕事が早く、正確にできるか、とその方法を実行したり、さらに、自分の今行っている仕事がどのように役立つかを調べたり、どのような形で仕上げれば最も良いかを考え実行することである。それが個人の倫理であると考ええる。よって、体系化され一つのシステムとして機能するものが教育・訓練などのプログラムであるし、現在の企業の中で実施されている企業が多くないだろう。

20世紀において、技術の力が戦争による破壊や環境破壊をもたらしたことがしばしば批判される。しかし、それを近代科学の技術の本質的な悪によるものであるとするのは誤りである。ある場合には近代科学の技術は強力なだけに人間に対しても自然に対しても強い破壊力を持ちえることは明らかである。核兵器はその最も顕著な例であるが、だか近代科学の技術が現実これまでになく破壊をもたらしたというのは誤りである。20世紀における2度の大戦は、技術を利用した武器による大きな破壊をもたらしたが、それでもそれによる人命の損失は、総人口に対する相対的な比で考えれば、絶対的にもより小さかったかもしれないのである。環境破壊にしても、19世紀の産業革命期の方が激しかったのである。

もちろん、技術が破壊力を発揮することがあることを否定する必要はないが、もし伝統技術が本質的に「人に優しく」「自然と調和する」性格を持つというのは正しくない。まして技術の破壊性とその普遍主義的合理主義から生じているとするのは全くの誤りである。過去の伝統技術にもとづく伝統社会や前近代文明が、人間に対しても自然に対しても極度に破壊的であったことは少なくないのである。

しかし、技術による人間や自然の破壊を単なる「悪用」として、それを技術とは本質的に無関係なものとして位置づけてしまうことは正しくない。技術は「価値中立的」に進められた研究の成果

を正しく利用したというような性格のものでなく、そこでは科学と技術が一体となっており、一定の課題を解決するための技術を生み出すことを目的として研究開発が推進されている。

以上、技術そのものが「価値中立的」であるとすることはできない。言い換えればいわば邪悪な目的を持って行なわれる研究開発はそれ自体が「悪い」といわざるを得ない。そこに現代の「技術倫理」の根本問題がある。そうしてこのような技術倫理を確立することは現代の科学技術文明にとって基本的な課題であるといわねばならない。その場合近代西欧的な価値観、あるいは啓蒙主義的合理主義が、その解決のために十分であるとはいえないかもしれない。それは世界のいくつかの宗教や哲学、思想によって補わなければならないであろう。しかし、それが普遍的合理主義の否定の方向に向かってはならないことは明らかである。すなわち、技術倫理はすべての時に、すべての場所で、すべての人々に、一様に適用されるものでなければならない。その意味ではそれは西欧近代の普遍主義の系譜を継ぐものでなければならない。

技術が高度に発達した時代において、技術倫理が文化の違いの名目の下にダブルスタンダードを認めることは極めて危険である。それは技術の悪質な「悪用」に道を拓くことになる。近代西欧社会はその建前としての普遍主義にもかかわらず、実際には人種間、階級間、ジェンダー間においてしばしばダブルスタンダードを用いてきた。必要なことは一切のダブルスタンダードを廃止することである。それを建前としてしまうことではない。多文化主義の名目の下に科学の技術倫理にダブルスタンダードを導入しようとするのは、事実において技術からマイノリティや非西欧社会を排除し、技術のもたらす力を独占しようとする一部の先進国の支配層の陰謀にほかならないといってもよい。

技術文明の中に、本来の普遍主義的価値観を生かしつつ、それを古来の諸文明の中で培われてきた価値観や美意識によって、より豊かにすることが大切である。

「技術と社会」の研究は、それ自身近代科学の一環として科学的方法を用い、また普遍主義的前提を保ちつつ、21世紀において以前より豊かな技術文明を発展させるための道筋を明らかにするものでなければならない。

5. 技術と社会コミュニケーション

技術経営において、技術と社会のコミュニケーションは、重要である。科学技術基本計画（2001年）においても重視されている。社会のための科学の技術という観点から、科学の技術と社会のコミュニケーションの条件を整えることが不可欠であるとし、このコミュニケーションには、研究者、技術者、ジャーナリストなど、人文・社会科学の専門家も重要な役割を担わねばならないとしている。環境基本計画（2000年）には、化学物質対策のひとつとして「リスクコミュニケーションの推進等と合意形成」が盛り込まれたが、これも科学技術と社会のコミュニケーションの一顧とみなされる。コミュニケーションとは通信や報道を意味するから、文字通りには、さまざまな主体が情報を発信して主張を述べればことたりる。しかし、このことが協調されるゆえんは、それを介して技術と社会が相互理解、ないし合意に至る。両者の間に新しい関係が構築されて、国民や関係者の意見を採り入れた政策決定手法の展開が期待されるところにある。したがって、相互理解や合意形成を視野に入れてコミュニケーションということばを使うこととする。

技術と社会のコミュニケーションには2つのモデルがある。そのひとつは欠如モデルであり、技術知識は、専門家から無知な（知識の欠如した）素人に一方的に流れるとする。もうひとつは社会学モデルであり、素人には専門家にはない知識（地域知、生活知など）があり、したがって、知識は双方向に流れるとする。これらは技術と社会のコミュニケーションの異なる側面を表現したものであり、科学教育、科学啓蒙、科学報道などは前者、「市民参加型の政策決定」などは後者の事例といえる。先行研究では、前者を扱っている。ところが、コミュニケーションにかかわる人材の問題は、科学教育を別として、国内外によらずあまり扱われていないようにみえる。なお、アメリカでは科学教員が不足し、その養成が重要課題となっている。

次に、技術と社会のコミュニケーションにおける各主体の行動様式について考える。技術者の重要な役割の一つは、同じ分野の専門家に対して研究成果を発表することであるが、これは技術者集団の内部に向けた発表行動であるから内出版とよぶ。これと対比すれば、技術と社会のコミュニケーションは技術者集団の外部に向けた発表行動であり、外出版と位置づけられる。外出版には、一般市民にむけた科学技術知識の普及啓蒙活動ばかりでなく、科学技術活動のアカウンタビリティを確保するための情報開示、科学技術への支持を政策担当者や広く社会に求める広報活動などがある。外出版のなかには職業活動化したものもある。たとえば、大学教員のなかには、技術者であるとともに職務として人材教育にたずさわる者がいる。一般市民を対象とした普及啓蒙活動の中では、技術系の商業雑誌のような出版事業がある。技術活動のアカウンタビリティを確保する社会の側に立つコミュニケーションの主体のひとつは、市民である。ここでいう市民とは多面的な性格をもち、専門家である科学技術者に対して非専門家として発言する場合のほか、特定の地域や立場を代表する場合などがある。そのほか、人間や社会を対象とする学問（人文・社会科学）や本学会のように技術社会論を専門とする集団がコミュニケーションに関与する場合も考えられる。

一般論として、日本には市民がその意思を政治や経済に反映させる方法が開かれている。すなわち、政治行動としては投票などがある。そして、行政には利害関係者が意見を述べる審議会や公聴会などの場があり、近年はパブリック・コメントの制度も整備された。損害をこうむった場合には、司法に救済を求めることができる。市民はまた、消費者または投資者として、市場における自由な選択を通じてその意思を示すことができる。

これらの枠組が、科学技術の問題に適用可能であることは言うまでもない。実際、これまでにこの枠組のもとで公害や薬害に対する損害賠償が認められたり、施設等の立地に住民の声が反映されたりしてきた。この枠組で充分かどうかは別問題である。たとえば、投票はたいいてい政党が提示する政策セットの選択問題となり、技術に関する論点のみを選択の対象とはしにくい。審議会や公聴会は、明確な利害関係をもつ者の発言の場となりがちである。技術問題のなかには予防原則による処理が望ましいものがあるが、司法による救済はしばしば事後的である。また、科学技術の問題には、地球環境問題のように市場の失敗をその出発点とすべきものがある。科学技術知識の専門性から、専門家と非専門家の間には情報の非対称性が存在するが、その対処も充分には想定されていない。科学技術と社会のコミュニケーションは市民参加のひとつの形態であり、それによって、このような問題に対処することが期待されている。社会の側からの意見表明には少なくとも以下の2つを区別する必要がある。そのひとつは、専門的知識の理解を前提としない必要の表明である。商品や政策に関する要望が望ましい。

様々な情報化や経済のデジタル化など第四次産業革命と呼ばれている今日、企業の本来の使命である顧客の創造や価値の実現の手段が大きく変わる方向性が観える。企業にとっては、特に日本企業のような製造メーカーが社会の中心では、製品の生産、販売へと顧客の創造が企業の存在価値が将来にわたって決まってしまうからである。また、顧客の価値は、主に「モノの所有」により実現される体系から「機能の利用」を通して「消費財」などの消費者への「体験の提供」の実現が図れる傾向が大きくなっている。

6. おわりに

企業は経営活動を効率的、効果的かつ倫理的でなければならないことを再認識するものである。その報告として、菊池氏と水谷内氏の報告である。

企業行動基準、経営倫理教育・訓練、倫理的価値の制度化の確立と日常業務遂行時に非倫理的行動・行為を取らないように習慣化、すなわち個人・家族内の倫理的生活スタイルの確立が必要かつ現代社会において最重要なものである。特に、情報システムは、業務の効率化、競争優位の確立、連携企業の推進などその項目はコスト削減、時間節約、業務・企業観の壁の除去、組織の水平化、情報の多彩化・共有化である。競争と効率だけの利益至上主義のシステムに表面上見受けるが、企業の経営活動において高レベルの倫理観が存在するのである。それは、ムダの排除、共に生き、先進性、高品質に見られる商品への責任などが内在するのである。

したがって、企業や社会の倫理的価値を高めるためには、文化的要素を社内の活動等を通し広め、浸透させることにより、企業の再生ができると考える。また、企業の伝統の中で蓄積された文化的側面が真にIT化された社会の形成へと寄与すると考える。また、人材育成はITが一般大衆化され、各家庭、個人、企業等へ浸透していることが総務省調査による統計で明らかである。つまり、日常生活を営む上で必要としていることは個人ベースで可能で、インターネットの様々なサービスが限定されることで人材不足は解消される。つまり、特殊な分野・領域に限り人材の必要性が感じられる。

今回、技術経営のグローバル化に関する重要な項目などをいくつか提示し、企業経営と産業創造及び産業人としての人材育成に関して再認識し、再考するものであるが、世界がグローバル化する中で企業の生きる道やその方向性が重要であり、そこに技術経営の役割や、企業成長と発展が企業経営の倫理観にどのようにかかわってくるか、今後の課題としたい。

謝 辞

最後に、本稿は平成30年度拓殖大学経営経理研究所個人研究助成による研究の成果の一部であること。そして、筆者は日頃の研究活動に対し拓殖大学経営経理研究所に大変感謝するものである。ここに記して同研究所に謝意を表したい。

《注》

- 1) S.kanayama., "The Computerization of Management Strategy Fundamental Concepts", Bulletin of Tokohagakuen Fuji Junior College, 5, 1995, pp. 251-253.
- 2) 水谷内徹也「企業行動基準の構築と社会戦略の構想」『経営教育年報』日本経営教育学会, No. 15, 1996, pp. 8-9.

- 3) NII (情報スーパーハイウェイ構想): Information Super- Highway Planning/National Information Infrastructure: NII)
- 4) 電気通信総合研究所編「ニューメディアの開発と社会的受容」『Rite Review』電気通信総合研究所, No. 3, 1979。
- 5) H. Akiba: Management Systems, A Journal of Japan Industrial Management Association, Vol. 1, No. 1, 1991, pp. 8-14.
- 6) 富士通㈱『製造業における生産現場物流改善』富士通㈱, 1996, pp. 4-8.
- 7) Hatten, k. and M. Hatten., Strategic Management, Prentice-Hall, 1987, p. 1.
- 8) 菊池敏夫「経営における倫理的価値の問題の検討」『経営教育年報』日本経営教育学会, No. 15, 1996, p. 1.
- 9) 菊池敏夫「経営における倫理的価値の問題の検討」『経営教育年報』日本経営教育学会, No. 15, 1996, pp. 1-2.

参考・引用文献

- 富士通㈱『製造戦略差別化の鍵』富士通㈱, 1996, pp. 1-8.
- M. Nagai, "Information Interdependence and Interchanges in Asis", A Journal of Information And Communication Research, Vol. 8, No. 4, 1991, pp. 6-9.
- H. Miyamoto, H. fukumuro, I. Nakajima, and K. Aoki, "Information Technology To Support Information Exchanges among Asia-Pacific Region Countries", A Journal of Information and Communication Research, Vol. 8, No. 4, 1991, pp. 102-120.
- H. Akiba, "Management Systems", A Journal of Japan Industrial Management Association, Vol. 6, No. 1, 1996, pp. 10-11.
- H. Miyamoto, H. fukumuro, I. Nakajima, and K. Aoki, "Information Technology To Support Information Exchanges among Asia-Pacific Region Countries", A Journal of Information and Communication Research, Vol. 8, No. 4, 1991, pp. 102-120.
- T. sekimoto., "International Symposium of Europeam, East-Asis, America and Japan", Technology and Economy, 6, 1997.
- Jauch, L. R., and W. F. Glueck, Business Policy and Strategic Management, 5th ed., McGraw-Hill, 1988, pp. 5-6.
- H. Akiba, "Management Systems", A Journal of Japan Industrial Management Association, Vol. 6, No. 1, 1996, pp. 10-11.
- M. Nagai, "Information Interdependence and Interchanges in Asis", A Journal of Information and Communication Research, Vol. 8, No. 4, 1991, pp. 6-9.
- 総務省編『情報通信白書 2004』総務省, 2004。

(原稿受付 2018年10月31日)

〈論文〉

国内情勢に関する情報の不完全性が 国際交渉に与える影響

海老名 一郎

要 旨

本論文は(1)国際交渉がパレート改善をもたらす、(2)交渉が批准されない場合に交渉段階でのコミットメントが実現される、形式の国際交渉モデルを構築し、国内情勢に関する情報の不完全性が国際交渉に与える影響について分析を行っている。結論として、国内情勢の不確実性の上昇は、自国、相手国、双方の交渉態度の軟化をもたらす、合意内容が批准された場合の両国政府の利得が上昇することが示された。

キーワード：国際交渉，ゲーム理論，2レベル・ゲーム

1. はじめに

2015年12月28日、日韓間の「従軍慰安婦問題」は、日本側岸田外相と韓国の尹外交部長官の共同記者会見において、「最終的かつ不可逆的に解決され」たことが発表された。しかし合意後の韓国国内の非難の盛り上がりから、合意内容であった「少女像の撤去への努力」は反故となり、交渉以前よりも強硬な対立を両国間関係にもたらしている。

従軍慰安婦問題に限らず、北方領土に関する東京宣言（1993年）、普天間基地問題（2006年合意）など、政府間レベルでは合意した内容が、国内での反発から履行不可能となり、結果として交渉以前よりも対立が先鋭化する事例は数多く存在する。

国際合意が国内で批准されない、あるいは国際的な合意が国内的な制約で履行されない、という問題は、国際政治と国内政治のリンケージを分析するのに格好の題材であり、多くの政治学者の関心を集めてきた。特にPutnam（1986）による2レベル・ゲームの理論は、(1)国内の制約が大きいほど交渉失敗のリスクが高まるが、(2)国内の制約が強いほど、交渉に有利になる、という仮説を提示し、後に多くの実証研究を生み出している。

しかしPutnamの仮説には、政府が国内で批准されない合意を行う合理的な理由が存在しない。もし批准が得られる合意内容（Win-set）があらかじめわかっているならば、政府はそれを前提に交渉を行い、合意内容が批准され、実行されることとなるであろう。国際合意が実行されないならば、政府が認識できていなかった国内制約、あるいは世論の変化というものが存在するはずである。

この各国政府が持つ「国内情勢に対する情報の不完全性」について、2 レベル・ゲームのモデルに導入したのは Iida (1993, 1996) であった。Iida のモデルは、Rubinstein (1992) 型の逐次交渉モデルにおいて、中位投票者の現状での利得 (s_m : status quo payoff of medium voter) に情報の不確実性を導入したものである。中位投票者の選好によって政治行動が決定される Downs (1957) 型の民主主義モデルを前提にするならば、交渉後の中位投票者の利得が s_m より大きくなければ批准されない。そのため、政府が s_m を見誤るとき、国際合意が批准されないこととなる。

しかし Iida (1993, 1996) モデルは、批准失敗を含む国際交渉のモデルとしては、Rubinstein モデルの応用であることに由来する問題が2点あると考えられる。

第1に、Rubinstein モデルは(本質的には)決まった量の分配の多寡を競うゲームである点であることに由来する問題である。分配の総量が一定(ゼロ・サムあるいはコンスタント・サム)であるため、交渉領域がパレート最適の状態に限定されており、パレート改善の余地が残されていない。国際交渉は、パレート劣位にある現状から、両国が交渉を通じてどのようにパレート改善を図るのかを課題としているのであり、ゼロ・サムの制約は、国際交渉の分析枠組みとしては問題がある。

第2に、Rubinstein モデルが無限に交渉を繰り返しうることを前提に、「現在割引価値」に注目したモデルであることと、批准されず合意が実現しない場合に現状点(status quo)が得られるという設定には、整合性に問題がある。Rubinstein モデルでは、交渉を繰り返せば得られる利得の現在割引価値が減少する。そこで先に提案を行うプレーヤーが、初回にぎりぎり相手が受け入れ可能な水準の分配を提案し、それが受け入れられることが唯一の交渉解(サブゲーム完全均衡)となる。仮に性急に解決すべき交渉課題が2国間に存在し、合意が実現しない場合には両国が利得を全く得られないのであれば、現在割引価値は交渉において重要な要因となる。しかし批准が行われない場合に現状の利益を保証されるのであれば、現在割引による利得の減少が交渉の繰り返しを抑止しないであろう¹⁾。

これらの点を考慮し、本論文では(1)各国の交渉領域を x - y 座標平面正の領域に拡大し、交渉を通じて各国政府がパレート改善を図るような交渉を分析の対象にする。また(2)先手番、後手番が存在しない同時手番で交渉を行い、ナッシュ交渉解で与えられる交渉結果が国内で批准される場合には交渉結果が実現し、いずれかの国で批准されない場合には、両国政府が事前に行うコミットメントの内容が実現される²⁾ 状況設定において、国内情勢に関する情報の不完全性が国際交渉に与える影響について、考察を行う。

2. 基本モデル

A 国と B 国の2国の政府が交渉を行う。交渉は x - y 座標平面の非負の領域のうち、各国政府にとっての最適点 (1, 0), (0, 1) の外側(北東)に現状点 (x, y) があると³⁾。利得関数は最適点からの距離、

$$u_A(x, y; 1) = -\{(x-1)^2 + y^2\}^{\frac{1}{2}} \quad \text{①}$$

$$u_B(x, y; 1) = -\{x^2 + (y-1)^2\}^{\frac{1}{2}} \quad \text{②}$$

で表される。

それぞれの政府は $(\phi_A, 0)$, $(0, \phi_B)$ が自らの最適点であると主張し、交渉決裂時には $x = \phi_A$, $y = \phi_B$ を選択することを相手に伝える。

交渉が決裂時点した場合の行動について、各国政府は事前の記者会見や談話を通じコミットメントを行う。このコミットメントを守る事後的なインセンティブは、当該の交渉だけが政策課題であれば各国政府に存在しない。しかし政府は国内政策や他の国際交渉への影響を考慮し、「コミットメントを守る」という評判の維持を図り、交渉決裂時には (ϕ_A, ϕ_B) が実現されるものとする。

交渉がナッシュ交渉解で定まるとき、相手国政府の真の選好（最適点）について、合意前に知っているか、知らないかは、ここでは交渉結果に影響を及ぼさない。ただし、現状点が両国政府の最適点の外側にあり、ナッシュ交渉解が合意となることを前提にするならば、均衡において $\phi_A > 1$, $\phi_B > 1$ となるため⁴⁾、相手が交渉を有利に進めるために、高めに選好を偽っていること、つまり、交渉からの利益を高めるためにタカ派的（hawkish）に交渉を行っていることは理解している。

各国政府の主張を前提とすると、

$$u_A(x, y; \phi_A) = -\{(x - \phi_A)^2 + y^2\}^{\frac{1}{2}} \quad (3)$$

$$u_B(x, y; \phi_B) = -\{x^2 + (y - \phi_B)^2\}^{\frac{1}{2}} \quad (4)$$

で表される選好表明と利得をもとに交渉が行われる。

交渉結果を与えるナッシュ積は、

$$\pi(X, Y) = \{u_A(X, Y; \phi_A) - u_B(x, y; \phi_B)\} \{u_A(x, y; \phi_A) - u_B(x, y; \phi_B)\} \quad (5)$$

であり、⑤を X, Y について偏微分することで、ナッシュ交渉解 (X, Y)

$$X(x, y; \phi_A, \phi_B) = \frac{\phi_A}{2} \left(1 + \frac{u^A(x, y; \phi_A) - u^B(x, y; \phi_B)}{\sqrt{\phi_A^2 + \phi_B^2}} \right) \quad (6)$$

$$Y(x, y; \phi_A, \phi_B) = \frac{\phi_B}{2} \left(1 - \frac{u^A(x, y; \phi_A) - u^B(x, y; \phi_B)}{\sqrt{\phi_A^2 + \phi_B^2}} \right) \quad (7)$$

が得られる。

このナッシュ交渉解は、それぞれの政府の主張する最適点 $(\phi_A, 0)$ $(0, \phi_B)$ で結ばれる線分上にあり、各国政府の主張に基づくならば、合意内容 (X, Y) によって、現状 (x, y) に比べパレート改善が実現されていることがわかる⁵⁾。

3. 国内政治における情報の不完全性

各国の国内における中位投票者の選好について、各国政府は確率的にしか知りえないものとする。簡単化のために、A国の国内の政治情勢のみに不確実性が存在する状況を考える。

A国の中位投票者の最適点が $(z, 0)$ であるとする。国際合意が批准されない条件は、 $u_A(X, Y; z)$ で評価した合意内容 (X, Y) が (ϕ_A, ϕ_B) を下回ることである（図1）。

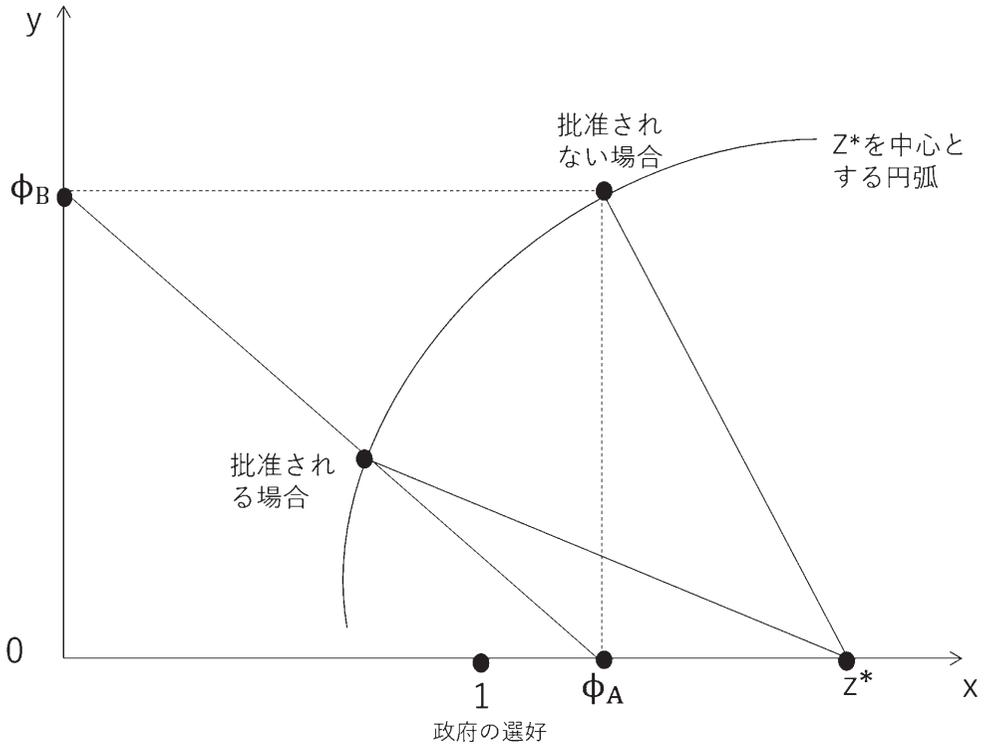


図1 国際合意が批准される条件

図から明らかなように、 z が ϕ_A 以下である場合には、批准される場合の利得 ($u_A(X, Y; z)$) が批准されない場合の利得 ($u_A(\phi_A, \phi_B; z)$) を上回り、批准されることになる。そこで、批准されない場合と批准される場合が無差別になる z を z^* と表すと、 $\phi_A < z^*$ が成り立つ。

このことは、各国政府が戦略的に強気の ($\phi_A > 1$) メッセージを選択するにも関わらず、さらに強気の選好を中位投票者が持つとき ($z > \phi_A > 1$)、はじめて交渉結果が批准されないことを表している。

ここで z^* と ϕ_A の関係を見てみよう。 ϕ_B を一定とするならば、ナッシュ交渉解を定める現状点 (x, y) と (ϕ_A, ϕ_B) のうち、 ϕ_A 以外は外生的に決定されるため、 ϕ_A が定まればナッシュ交渉解が定まる。そして (図1から読み取れるように) ナッシュ交渉解と (ϕ_A, ϕ_B) から等距離にある x 軸上の点は一点 (z^*) しか存在しない。つまり、 z^* と ϕ_A は一対一対応の関係にある。

この対応関係を念頭に、 ϕ_A を ϕ_0 から ϕ_1 に上昇させたときの z^* の変化をみると、図2のように、合意と決裂が無差別であるような中位投票者の選好が z^* から z^{**} に上昇することが見て取れる。

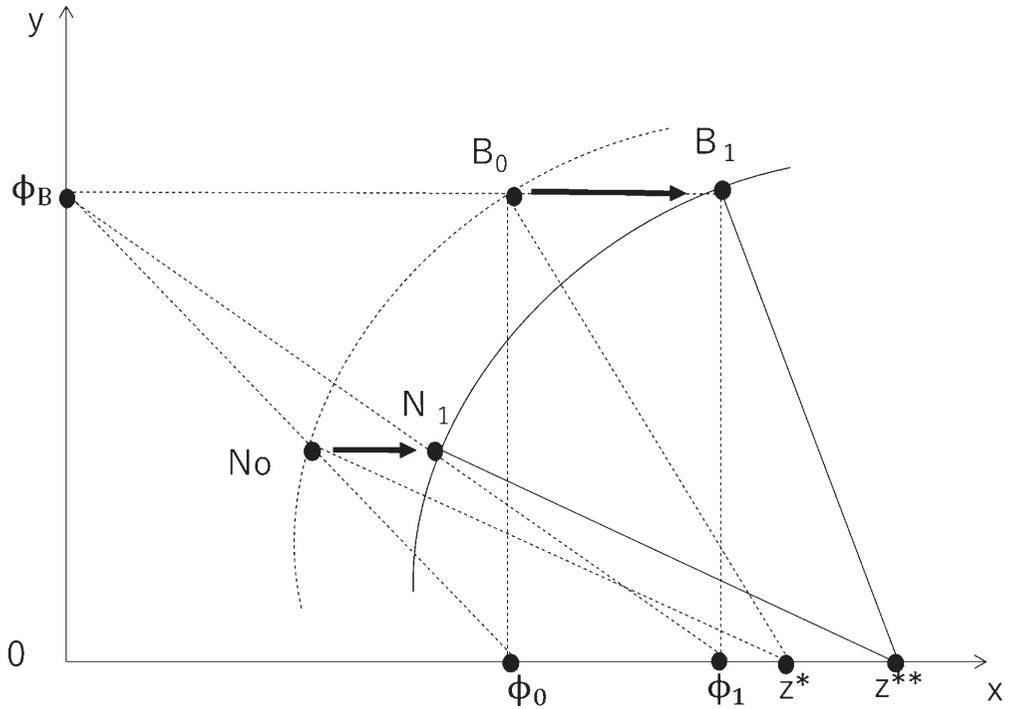


図2 zと ϕ の関係

4. 不確実性が交渉結果に与える影響

いま、政府が中位投票者の選好について一様分布（ある正数 k^6 について、確率密度関数が $f(z) = 1/k$ ($0 < z < k$)）の予想を持ち、不確実性の増大を k の上昇で表すとする。

国内情勢の不確実性が高まり k が上昇すると、A 国において z が交渉結果を批准しない水準 (z^*) を超える確率が上昇する⁷⁾。しかしナッシュ交渉解のパレート最適性から、 ϕ_B を所与とする場合に A 国政府は (ϕ_A, ϕ_B) よりもナッシュ交渉解を選好するので、政府は批准されない水準より低い水準に ϕ_A をとどめようとする。そのため、国内情勢の不確実性 (k) の増大は、A 国政府の交渉態度 (ϕ_A) を軟化させる効果を持つことがわかる（図3における Φ_{A0} から Φ_{A1} の変化）。

一方、相手国 (B 国) 政府の ϕ_B 決定において k の上昇と ϕ_A の低下がもたらす影響には、(1) ϕ_A の低下が最適反応としての ϕ_B に与える影響と、(2) A 国において批准されず、 ϕ_B が実現する可能性の増大に対する反応の2つがある。

(1) について、ナッシュ交渉積から導かれる反応関数 $\phi_B = Re(\phi_A)$ を ϕ_A について偏微分してその正負を求めるのは困難である。しかし、現状点 (x, y) が $(\phi_A, 0)$ 、 $(0, \phi_B)$ よりも外側（北東）方向にある場合については、⑥⑦式において ϕ_A の低下が $u^A(x, y; \phi_A)$ の減少をもたらし、 ϕ_A 、 $\sqrt{\phi_A^2 + \phi_B^2}$ の増加をもたらすため、ナッシュ交渉解 X, Y それぞれの低下をもたらすことがわかる。このことと (X, Y) が $(\phi_A, 0)$ 、 $(0, \phi_B)$ を結ぶ線分上にあることから、 k の上昇 (ϕ_A の低下) にもなって ϕ_B は低下することがわかる。

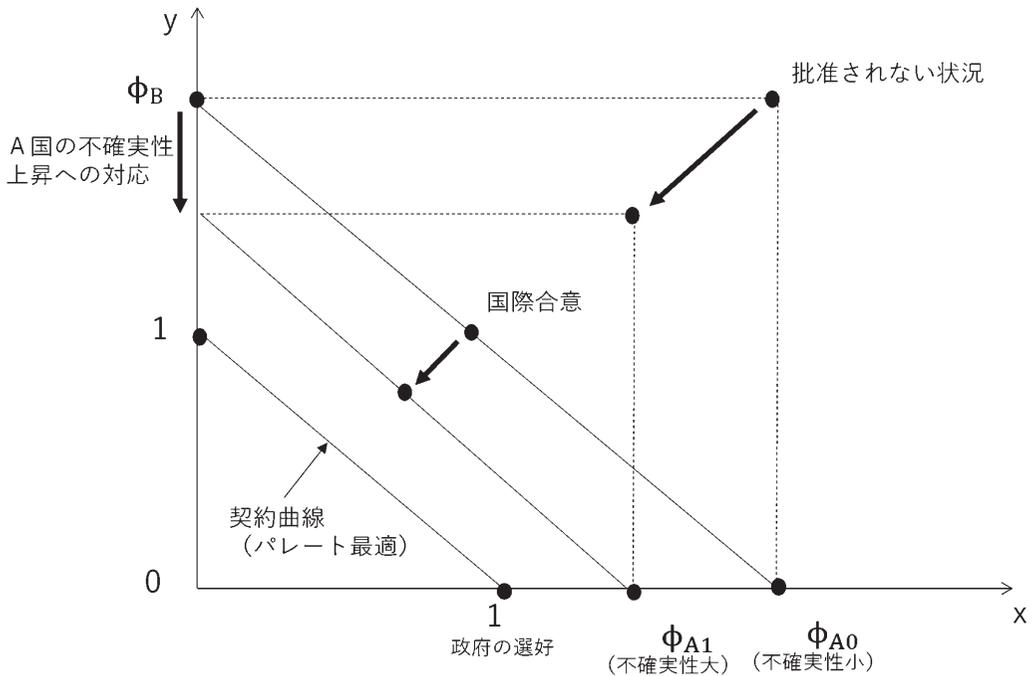


図3 A国における不確実性上昇の効果

(2)の効果はA国のそれと同じであり⁸⁾、 k の上昇にともなって ϕ_B は低下する。

以上の考察から、政府が中位投票者とは独立した選好を持つ場合、各国国内の不確実性の上昇は、両国の交渉態度の軟化をもたらし、合意内容が批准される場合の利得の増加をもたらす。

5. 結論とまとめ

本論文では、(1)国際交渉がパレート改善をもたらし、(2)交渉が批准されない場合に交渉段階でのコミットメントが実現する設定のモデルを構築し、国内情勢に関する情報の不完全性が国際交渉に与える影響について分析を行った。結論として、国内情勢の不確実性の上昇は、自国、相手国双方の交渉態度の軟化をもたらし、合意内容が批准される場合の利得の増加をもたらすことが示された。

この結論と、Putnam (1988) における「強い国内の制約が交渉を有利に導く可能性がある」という2レベル・ゲームの基本的な命題とは、一見すると整合的でないと思われる。なぜならば、国内情勢の不確実性の上昇によって「批准しない」可能性が高まっている状況は、強い国内制約として解釈することができるが、本論ではむしろ宥和的な交渉姿勢につながることが示されたからである。

この違いは、本論文がPutnam (1988) のもう一つの命題、つまり、「国内の制約が大きいほど交渉失敗のリスクが高まる」ことをモデルに組み込んだことで、政府が交渉失敗（批准されない）によるリスクを避けようとするところから生じている。

最後に、本論文では政府が中位投票者の選好とは別に独自の選好を持つことを仮定したが、政府が中位投票者の選好をむしろ代表するという想定も民主主義社会であれば自然であると思われる。

この場合、交渉が批准されないことは政府にとってリスクではない。なぜならば、交渉が批准されない場合には中位投票者の選好 z は ϕ_A より大きく、 (ϕ_A, ϕ_B) の水準ですら中位投票者にとっては宥和的にすぎる状況であるため、交渉は批准されるべきでないからである。仮に A 国の国内において合意が批准されなかった場合、A 国政府は一方的に ϕ_A よりも高い水準に x を変化させることとなる。その適切な水準については、 $z > \phi_A$ の条件下での、新たな確率分布の予想に基づくことになるであろう。

政府が国内のどのような集団の利益を代表するのかは、国際交渉を分析する上で重要な視点であるが、本論文では扱うことができなかった。今後の課題としたい。

《注》

- 1) この点については、飯田 (1996) も労使交渉への応用可能性という観点から言及している。「労使交渉の場合には交渉決裂の際最も起こる可能性が高いのはストライキで」あり、「『現状』とは交渉の前の状況という意味とともに、交渉が決裂したら起こる状況」であるが、両者は別の事象であり労使交渉に飯田 (1996) のモデルを当てはめるのは難しい、という指摘である。この指摘は、国際交渉について論じる際にも当てはまるのではないだろうか。
- 2) すでに海老名 (2018) でも(1)の点を取り入れたモデルを提示しているが、それとの関連では、①交渉結果の批准に不確実性が存在すること、②交渉が成立しない (批准されない) 場合に、現状維持ではなく、両国政府のコミットメントの内容が実現される、としている点に違いがある。
- 3) 軸の取り方によって正負の方向を変えることができる (例えば、「市場の閉鎖性」ととるか、「市場の開放性」ととるか) ため、交渉領域を非負の領域に限定することで一般性は損なわれない。
- 4) このことは、ナッシュ交渉解が $(\phi_A, 0)$ $(0, \phi_B)$ を結ぶ線分上に位置することから示される。
- 5) 同時に、各国政府の真実の選好 $(1, 0)$ 、 $(0, 1)$ を結ぶ線分上にないことから、双方が強気の交渉から利益を引き出そうとするために相互に利得が減少する「囚人のジレンマ」的な状況を表している。
- 6) k の大きさは、 ϕ_A に関する考察に矛盾が生じないだけ十分な大きさを持つようにヒューリスティックに与えられるものとする。
- 7) k の下限が 0 でバインドされているため、 k の増大は、専ら中位投票者の選好のタカ派的確率の増大を意味することになる。そのため、どのような $\phi_A < k$ に対しても $\phi_A < z^*$ となる確率が上昇することになる。
- 8) A で合意が批准されなければ、B 国で批准されても合意内容が発効せず、 (ϕ_A, ϕ_B) が実現するためである。

参考文献

- 飯田敬輔 (1996) 「交渉担当者はタカ派か中道か——2層ゲームにおける交渉担当者選択問題」『理論と方法』9巻1号、3-20頁。
- 海老名一郎 (2018) 「合意への主観的期待が交渉行動に与える影響の分析」, 拓殖大学経営経理研究所『経営経理研究』112号、227-234頁。
- 外務省 (2015) 外務省 HP 「日韓両外相共同記者発表」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001664.html (2018/10/29 アクセス)。
- Downs, A. (1957) *An Economic Theory of Democracy*, Harper and Row.
- Iida, K. (1993) "When and How do Domestic Constraints Matter?", *Journal of conflict resolution* vol. 37 No. 3 pp. 403-426.
- Iida, K. (1996) "Involuntary Defection in Two-Level Games", *Public Choice* 89, pp. 283-303.
- Putnam, R. (1988) "Diplomacy and Domestic Politics: The Logic of Two-Level Games", *International Organization* 42: pp. 427-460.
- Rubinstein, A. (1992) "Perfect Equilibrium in a Bargaining Model", *Econometrica* 50: pp. 79-109.

(原稿受付日 2018年11月2日)

〈論文〉

英米法と大陸法の会計思考の相異

三代川 正 秀

要 旨

この国に西洋式決算報告書が開示された嚆矢は、米国民銀行条例を手本にした「国立銀行条例」とアランシャンドがもたらした英国会計実務による国立第一銀行第一回半季考課状（自明治6年7月20日至同年12月31日）にある。そこでは取締役による配当宣言方式の会計報告書が作成されていた。

商法典が制定・実施される段階になると、株主総会中心主義による大陸法会計思考（商業帳簿、財産目録、営業報告書、明瞭表示など）へ株式会社会計が移行していった。昭和25年に米国法が主導する取締役会中心主義の英米法会計思考（複式簿記、会計監査人監査、附属明細書、ディスクロージャーなど）が商法に導入されて、近時は国際会計基準や資本概念のゆがみの調整を果たすべく、平成17年に商法は会社法へ衣替えが行われた。

大陸法では取締役と会社との関係を契約法理で説明してきたが、英米法は契約法理に対する意識が希薄で、度重なる取締役の悪行（取締役性悪説）の歴史から、その関係を信託法理に委ねて会社設立を認めてきた。そこで、取締役と会社の関係を説明する法理の違いが会計に及ぼす影響を抽出し、現行会社法の「信託法理」を考察するのが本稿の目的である。

キーワード：英米法と大陸法、信託法理と契約法理、取締役会中心主義と株主総会中心主義、複式簿記と商業帳簿・財産目録、取締役報告書と営業報告書、ディスクロージャーと明瞭表示、配当宣言型財務諸表と配当提案型計算書類

I この国の信託(業)法

この国の信託法制は、大正初期から法案作成の準備が始まり、大正11年に信託法（同年法律62号）と信託業法（同年法律65号）がそれぞれ制定された。中世の英国で形成され発達してきた信託（trust）制度は、アメリカに渡りその地の国民性と交わり民事信託（英米の家族信託）から（受益者を会社組織とする）商事信託へと発展してきた。

翻ってこの国の信託業は明治30年ころにアメリカの商事信託が移植された¹⁾。「信託」のあいまいな意味から、個人財産の管理運用に始まり、不動産仲介、貸金、株式売買などの業務に使われ、その悪質業者の取締りを兼ねて法制化された。(旧)信託法第20条は「受託者ハ信託ノ本旨ニ従ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ処理スルコトヲ要ス」とあり、民法第644条の「受任者ハ委任ノ本旨ニ従ヒ、善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ委任事務ヲ処理スル義務ヲ負フ」を踏襲してきた。

平成18年に改正された(新)信託法（法律105号）第29条（受託者の注意義務）には「(第1項) 受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない。(第2項) 受託者は、信

託事務を処理するにあたっては、善良な管理者の注意をもって、これをしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる注意をもって、これをするものとする」とある。そして旧法にはなかった受益者への信認関係を第30条（忠実義務）に追加した。すなわち「受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない」と。さらにまた第31条で利益相反行為の制限を明記している。

前後するが、平成16年改正（新）信託業法にあっては、同法第28条（信託会社の忠実義務等）に「（第1項）信託会社は、法令及び信託の本旨に従い信託財産に係る受益者のため忠実に信託業務を行わなければならない。（第2項）信託会社は、信託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって信託業務を行わなければならない」と二つの義務を併記した。

こと法律に門外漢の筆者にはここで単純な疑問が生ずる。昭和21年11月3日に公布された日本国憲法、その前文に「国政は、国民の厳粛な信託によるもので…。…これは人類普遍の原理であり、」と明記されている。それにもかかわらず信託法に「信託法理」ないしは「信託の本旨」の説明がなく、旧信託法並びに旧信託業法にあっては信託事務の受託者に対して、民法上の「善良なる管理者の注意義務（duty of care）」を定め、平成の新品に至って「信託的法律関係（fiduciary duty）」を加えるものの、「善良なる管理者の義務」が優先されている。ついでに言うならば、国際連盟時代の「委任統治（Mandatory）」と国際連合時代の「信託統治（Trusteeship）」には相当の開きがあると思われるが、この国の新旧信託法制にいかばかりの実質的相違があるのか。

この国の信認関係を定めた法律の初出が信託法と誤解してきたが、平成16年に施行された「信託業法」の第28条（信託会社の忠実義務等）にその「忠実義務」が規定されるまで、信託法上は大陸法にいう処の民法委任に関わる善管注意義務（duty of care）が受託者義務とされて、英米法上の信認関係（fiduciary duty）の規定はなかったのである。

II 信託法理

信託が法律上保護しているのは、信じて託した人（委任者）と、信じられて託された人（受任者）との間の信頼関係だという。その関係を英米法では、フィデューシャリー関係（fiduciary relationship）と呼び、日本語では「信認関係」と訳されることが多い。英米法における信認関係の代表的なものがトラストで、そのトラストにおける当事者の要件から抽出された関係が信認関係の概念だという²⁾。

英米法では第三者のためにする契約は、原則「契約」ではない「トラスト」であると理解され、トラストにおける主役は、契約当事者として出てこない受益者である。トラストは、委託者と受益者が異なることを原則として、受益者と受託者との間の紛争を通じて、その法理を発展させてきた。

日本の信託は、このトラストの理念を継承しながらも、トラストとは異なるものとして受け入れたことから、信認関係の法理も、そのままでは輸入されることはなかった³⁾。この辺の事情につきHCアセットマネジメントの森本紀行は「トラストの理念が日本法に輸入されたとき、信託という言葉が当てられ、信託法ができたのです。もちろん、類似の目的をもつ信託契約（トラストの受託者と受益者との間の信認関係：筆者挿入）と委任契約（代理契約における受任者と委任者の関係：筆者挿入）は、同等の法律的効果を生むのが適当だと考えられ…日本では受託者責任というとき

に、それは、主として、日本の「信託法」のもとでの信託の受託者の責任を意味しているのか、それとも、英米法のフィデューシャリーの訳語として、主として、英米法における信認関係に伴う受託者の責任を意味しているのかは、必ずしも、明瞭ではありません。」⁴⁾ という。

そもそも「信託法理」とは、英米法において「契約法理」⁵⁾ と対置されるものとして発展した法理である。信託は、財産を有する者（委託者）が、自分以外の他人（受託者）に財産権（信託財産）の名義や管理・処分権を帰属させ、一定の目的（信託目的）に従って、委託者本人又は他の第三者（受益者）のために、受託者をしてその財産権を管理・処分させる法律関係である。特に重要なことは、委託者にとって最善の行為を受託者にさせることで、受託者の自己の利益追求を優先させることを許さない、ことである。英米においては沿革的に判例の積み重ね（common law）により、信託法理は契約法理とは異なるものとして発展を遂げ、受託者には広範な裁量権が与えられるが、それは委託者との信認関係に根拠を置くものである。

Ⅲ 配当宣言会計報告書の嚆矢

こうした信託法理に基づいて英国会社法が成立した。英国は会社法を形成する過程⁶⁾ に於いて、取締役を「代理人（エージェント）として会社に対する信認関係（fiduciary relation）にある存在」を構築し、取締役（性悪説）は会社の利益において誠実にその権限を行使し、その地位を利用して自己の個人的利得を図ってはならないとする受託者的義務（fiduciary duty）が課され委託者である株主（集団としての総会）に対し、会社の「真実かつ公正な概観（True and fair view）」を報告する、disclose（大陸法は「明瞭性」⁷⁾）することが要求されてきた。

このディスクロージャーの概念は、会社設立時の詐欺や不正、杜撰な経営による企業倒産などの株主・債権者の被った犠牲が教訓となって築かれたもので、会社の状況によっては法の要求する条件を開示するより、他の方法をもちいて法の目的とするディスクローズが満たされる場合にはこれを許容するものでもあった。

英国は、複式簿記（貸借対照表と損益計算書作成の基礎）と会計士監査を前提として、取締役会と監査役会が一個の統合的機関となり、会社法、監査制度、定款の範囲内で全権限を取締役会に移譲した。利益配当に関する権限は取締役会に属し、取締役が配当宣言（declaration）をする形が採用された⁸⁾。この利益処分は当該年度末の財務書類に具現され（配当宣言済みの貸借対照表）、その信認義務の遂行過程はDirectors' Report（取締役報告書…取締役が誠実に自己の職務を遂行し、株主の信任に込えているか否かを判断する資料）に集約されてきた⁹⁾。

翻って、この国で作成された財務諸表の第一号となるものは「国立銀行条例」に基づく国立第一銀行第一回半季考課状（自明治6年7月20日至同年12月31日）であった¹⁰⁾。

明治6年12月31日利益割合報告		明治6年12月31日実際報告	
費用	収益	諸資産	株金（資本金）
（純益金）			預金
割賦金 ○○			諸負債
後半季繰込 △△			割賦金（配当金）○○
			後半季繰込 △△

これはスコットランド人アレキサンダー・アラン・シャンドが口述した英国銀行会計実務『銀行簿記精法』と米国国民銀行条例（National Bank Act, 1864）に負うものであった。

- 明治5年11月に発布された「国立銀行条例」第13条（銀行利益金分割ノ手續ヲ明ニス）では、
- 第一節 国立銀行ノ頭取取締役等ハ毎年両度宛銀行ノ總勘定ヲナシ其純益ヲ正算シ株高二應シテ公平ニ之ヲ分割スヘシ
 - 第二節 右分割ノ前ニ其利益ノ正算ヲ株主一同ヘ通知シ且新聞紙ニテ世上ニ公告スヘシ
 - 第三節 其公告セシ日ヨリ十日内ニテ未タ株主ヘ分割ヲ為サル前ニ其計算ヲ明瞭ニシテ紙幣頭ヘ差出ス可シ

とあり、取締役が配当宣言した¹¹⁾「正算」を株主に通知・公告し、配当支払いの前に監督官庁である大蔵省に報告せよと規定したのである¹²⁾。

ところが、明治7年11月の小野組破産事件が動機となって、取締役の利益処分権限が事実上大蔵省の手に移り、明治9年改正国立銀行条例第79条では毎半季考課状を紙幣頭が承認したのちに配当を確定しなければならなくなった。それゆえ、その期末貸借対照表（実際報告）は配当提案型（proposed type）を採用するようになった。こうして、明治10年改正『国立銀行報告差出方規則』は「利益処分前貸借対照表」・「損益及び利益処分不完全結合計算書（この計算書の「利益処分」区分の内訳は会計帳簿にもとづかない取締役の処分案であった）」より成る跛行体系に変わっていった¹³⁾。しかし、不備を修正した日本郵船や王子製紙、小野田セメントなどの政府規制の少ない一般会社はなおも配当宣言（declared type）財務諸表の採用を続けた。

IV 委任規定の創設

明治23年3月に制定された商法は大陸法系統の「商業帳簿」規定を摂取し、これが一般法としてひろく商法上の商人に適用されることとなった。最初のフランス法系商法典（法律第32号）は、会社を政府統制から会社自治へと方向づける前提として株主総会における計算書類の確定と利益処分権、さらには監査役監査を義務づけた。すなわち、同法第218条に次の規定が置かれた。

会社ハ毎年少クトモ一回計算ヲ閉鎖シ計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利息又ハ分配案ヲ作り監査役ノ検査ヲ受ケ総会ノ認定ヲ得タル後其財産目録及ヒ貸借対照表ヲ公告ス其公告ニハ取締役及ヒ監査役ノ氏名ヲ載スルコトヲ要ス

なお、上記計算書類につき明治26年12月に司法省から出版された『官訳英文商法』¹⁴⁾には、計算書（a statement of account）、事業報告書（business reports）、利息又ハ分配案（scheme for distribution of interest or dividends）とある。

こうして、商業帳簿と財産目録を調製し、これをもとに（利益処分前）貸借対照表、損益計算書並びに配当提案書面と事業報告書を株主総会に提出し、その承認を得る形式となった。

その後、ドイツ法系の影響を受けた商法となり、明治44年の改正時に第164条に新たに第2項「會社ト取締役トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ」規定を設けて、民法第643条以下の「委任」の規定¹⁵⁾が準用されることになる。現行民法643条には「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がそれを承諾することによって、その効力を生ずる」とあり、続けて、同第644条で「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事

務を処理する義務を負う」ともある。

また同法第 645 条には「受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果（旧法では「其顛末」）を報告しなければならない」とある。状況報告とは預かった財産の運用成果たる収支を報告する（寄託された財産を増殖させる職責を果たしていることを立証）ことで、顛末報告とは、寄託された財産を保全していること、あるいは無駄遣いをしていないことを立証するために行われ、ともに受託した（会計）責任を解除するために要求される報告である。これが商法上の計算書類（顛末報告）と営業報告書（状況報告）の規定でもあった¹⁶⁾。

大陸法諸国は貸借対照表の基礎としての複式簿記を想定したものではなく、実地棚卸なканずく財産目録を基礎に貸借対照表を作成することを予定した法規制であったが、1897 年ドイツ商法典（Handelsgesetzbuch für das Deutsche Reich）第一編 4 章「商業帳簿」第 38 条第 1 項に「すべての商人は、帳簿を作成し、かつ商取引と財産の状況を正規の簿記の諸原則に従って明瞭に記載しなければならない」と規定した¹⁷⁾。これが本邦の商法第 33 条「会計帳簿ニハ左ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス」に相当していた。

ちなみにドイツ法の Grundsatz der Klarheit（明瞭性の原則）を具現したものが「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（昭和 38 年 3 月 30 日、法務省令 31 号）の第 2 条にある。すなわち、

- 第一項 貸借対照表及び損益計算書は、会社の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。
- 第二項 営業報告書は、会社の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。
- 第三項 前二項の規定は、附属明細書に準用する。

V 昭和 25 年改正商法

「信義則」は従来から尊重されてきた慣習法的存在であったが、昭和 22 年の改正民法（法律 222 号）に明文化された。すなわち、同法第 1 条第 2 項「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」と。また、戦後米国の経済法思考を受け入れて、昭和 23 年から 25 年にかけて私的独占禁止法や証券取引法の導入、大陸法商法に授權資本制や無額面株式、株主総会中心主義から取締役会中心主義へ、そして株主の帳簿閲覧権制限の代償として、取締役の不正行為や業務執行の適法性・妥当性を監視する目的の米国の慣行 Supporting schedule（計算書類附属明細書）を計算書類の一角に取り入れるに至った。

この昭和 25 年の改正は Supporting schedule による disclosure だけでなく英米法の fiduciary duty が商法に継受する機会ともなった。すなわち、第 254 条第 1 項 3 号「会社ト取締役トノ間ノ関係ハ委任ニ関スル規定ニ従フ」の次に、商法第 254 条ノ三をもって「取締役ハ法令及定款ノ定並ニ総会ノ決議ヲ遵守シ会社ノ為忠実ニ其ノ職務ヲ遂行スル義務ヲ負フ」とする取締役の忠実義務を導入し、競合避止義務（商法第 264 条：現行会社法第 356 条 1 項 1 号）並びに利益相反取引の禁止（商法第 265 条：現行会社法第 356 条 1 項 2 号・3 号）の明文規定を設けた。これら一連の改正が

商法の大陸法思考から英米法思考へ転換をもたらした。

次いで昭和49年の改正では財産目録を廃止し、営業報告書の位置を貸借対照表と損益計算書の間から損益計算書の後（1. 貸借対照表, 2. 損益計算書, 3. 営業報告書, 4. 利益金処理案）に位置付ける変更があった。これは財産目録が従来貸借対照表の静態明細書（期末残高明細）の役割を担ってきた財産目録を廃止後は、新設附属明細書に貸借対照表の動態明細表（期首残高・期中増減・期末残高の明細）に相当する役割を与えたものと考えられた。本来 Supporting schedule は複式簿記から導かれた総勘定（元帳）口座科目の内訳明細であり、財産目録は実地棚卸しを前提として貸借対照表を作成する際の基礎である。その Supporting schedule が、体系の異なる商法に乱入してきたため、黒澤清の一連の論攷（1970～80年に執筆した新営業報告書論）では貸借対照表、損益計算書の次に営業報告書を置いた理由として、新たに信認（fiduciary）関係にもとづく申し開きの義務（accountability）の開示を営業報告書に追加し、「貸借対照表並びに損益計算書の補足説明」と位置づけたからだとしている。

こうしたなか、昭和45年の新日鉄の政治献金事件にかかわり最高裁は、商法第254条ノ三に規定する取締役の「忠実義務」につき善管注意義務を敷衍し、かつ一層明確にしたにとどまり、通常の委任に伴う善管注意義務とは別個の、高度な義務を規定したものではない、従って両者に法的要件効果に違いがないことから、忠実義務違反かそれとも善管注意義務違反かは事実上あまり問題にならないとした判決を下している（最高裁判決昭45.6.24 民集第24巻6号625頁）。

この判決につき星川長七は、昭和25年の商法改正に際し「英米会社法の board of directors の制度に倣って、取締役全員によって構成される取締役会を法定の合議制機関とし、これに経営に関する広汎な権限を与えた時は、…個別的義務の加重を、さらに一步すすめて一般的義務と目される忠実義務と呼ばれる義務をも課している（商法第254条ノ三）。それは強化された権限を行使する取締役に課するに、従来の善管注意義務のみでは不十分であるという理由からで（あった）、…同条にいうところの忠実義務は、既存の善管注意義務（商法第254条第3項・民法第644条）の精神を敷衍したもので、内容においてそれと異なるものではないとする。他の説は、この忠実義務は、英米法上の取締役の fiduciary duty ないしは duty of loyalty と内容を同じくするもので、善管注意義務とは異質な義務である」¹⁸⁾と解説している。

VI 会社法と配当宣言会計報告書

昭和50（1975）年6月12日付法務省法制審議会商法部会の「会社法改正に関する意見照会について」その第2に、形骸化した株主総会制度を改善し、取締役会の権限強化と監査制度の拡充のため、大規模会社の計算書類確定権と利益処分権を取締役に移譲し、株主総会には報告事項とする旨の構想がみられた。

平成17年改正前商法では、株主総会で処分できる利益は前期の株主総会で処分された残余、期中の積立金等の取崩し益、当期の利益などであった。昭和49年に、営業年度を一年とする会社は定款をもって一営業年度につき一回に限り取締役会決議により前期までの利益金の内から中間配当を行うことができる（商法第293条ノ五第1項）改正が行われた。これは決算監査が強化され、その監査の時間を確保するために定時総会は決算日から三か月以内に開けばよくなり、それまで、年

二回決算をして年二回配当してきた株主への利便性を確保するために、この中間配当を導入した。

なお、取締役は計算書類を定時総会に提出して、営業報告書はその内容を報告し、貸借対照表、損益計算書、利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案については総会の承認を求めなければならないとする同法第 283 条第 1 項の規定を受けて、第 284 条に「定時総会ニ於テ前条第一項ノ承認ヲ為シタル後二年内ニ別段ノ決議ナキトキハ会社ハ取締役又ハ監査役ニ対シテ其ノ責任ヲ解除シタルモノト看做ス、…」とあった。昭和 57 年 10 月 1 日施行の改正法ではこの同法第 284 条が削除され、取締役・監査役の計算書類に関する責任は 10 年の時効が成立するまで継続されることから、従前に比して責任の加重が行われた。

その後の商法は経済情勢の変化に即応させるためにめまぐるしく手を加えてきた。特に平成に入ると、欧米の投資家らの動静や資本制度の揺らぎと会計基準の国際化に対応するため頻繁に改正が行われた。こうして、この継ぎはぎだらけとなった商法第二編会社と有限会社法及び商法特例法等の各規定を再編し、平がな口語体化したひとつの法典となった。これが平成 17 年新設の会社法（法律第 86 号）である。

新法はその第 330 条に「株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う」と、改正前商法（平成 17 年前）第 254 条第 3 項「会社ト取締役トノ間ノ関係ハ委任ニ関スル規定ニ従フ」を踏襲して、取締役の外、会計参与と監査役を含む「役員」という（同法第 329 条第 1 項）新たな概念のもと、この委任に関する規定を適用することとなった。さらに、同法第 355 条「取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない」ともある。その次条（第 356 条）で「取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない」として、

- ① 取締役が自己又は第三者のために会社の事業の部類に属する取引をするとき。
- ② 取締役が自己又は第三者のために会社と取引をするとき。
- ③ 会社が取締役の債務保証をなど会社と利益相反する取引をするとき。

などの競業避止義務や利益相反行為など信認的法律関係の重要な内容に挙げている。

この「会社法」には「会計帳簿」（第 432 条～第 434 条）と「計算書類等」（第 435 条～第 444 条）に関する規定が整理された。貸借対照表、損益計算書、その他財産と損益の状況を示す法務省令に定める「計算書類」と「事業報告」並びに「これらの附属明細書」を「計算書類等」と称し、その詳細は法務省令（会社法施行規則第 116～133 条）に委ねた（第 435 条）。

商法では「利益の配当」とされていた利益処分につき、資本剰余金の取崩しを含めた配当財源の拡大を理由に会社法は「剰余金の配当」とする改正が行われた。

会社法は剰余金の配当等の決定権限が株主総会にあることを原則にしつつ、経営者を規律するための機関がしっかりしていて（監査役会設置会社または委員会型の会社であること）、取締役が株主により毎年信任を受け（任期が 1 年であること）、かつ、配当可能額決定の基礎となる計算書類の適切さが保たれている会社に限り、定款で取締役会に剰余金の配当等の決定権限を与えること（第 459 条）を認めるものとした。そうした会社において、株主総会では剰余金の配当等の決議を行わない旨を特に定款に定めた（株主が自らの権限制約に同意した）場合のみ、剰余金の配当等の決定権限は取締役会に専属するものとした（第 460 条¹⁹⁾。

株主総会中心主義のもと商法は、取締役（と会社の関係）は委任規定に従い、決算の確定は株主総会にあった。よって利益処分は総会の専権事項であったことから、当該営業年度末の計算書類は利益処分前の状況（以下の1）を示してきた。取締役が翌営業年度に開催される総会に提出する配当提案書を作成し、これを総会に諮り配当処分(2)が行われていた。なお、昭和49年改正商法は期中の取締役会による利益剰余金を源泉とする中間配当(3)を認めた。

(1) 期末利益が確定したとき

(借方) 損益 / (貸方) 未処分利益

(2) 株主総会にて利益処分が確定したとき

(借方) 未処分利益 / (貸方) 未払配当金

(3) 期中に中間配当を取締役会が決定したとき

(借方) 繰越利益 (利益剰余金) / (貸方) 未払配当金

(4) (借方) 損益 / (貸方) 未払配当金

ところが取締役会による当該営業年度に確定した利益の処分がなされた（宣言された）場合は、(4)となり、損益計算書と貸借対照表の関係は次のとおりとなるはずである。

損益（並びに剰余金）計算書 P/I			配当宣言型貸借対照表 B/S	
費用		収益	諸資産	請負債
法人税等 ×	利益			中間配当金
配当宣言額 ○				未払税金 ×
繰越利益 △				未払配当金 ○
				繰越利益（剰余金） △

* 上記の計算書類は会社法、経団連ひな型並びに財務諸表等規則に関わりなく作成した。

新設会社法は利益処分を「剰余金の配当」と規定したが、取締役会による利益処分は、上掲の損益（並びに剰余金）計算書と（配当宣言済み）貸借対照表に示されるべきである。取締役が株主総会で利益処分を諮る方式と異なり、所与の要件をそろえた（任期を1年とする）取締役会は、当該会計期間に稼得した利益の確定並びにその処分 [(借方) 損益 / (貸方) 未払配当金] を含む受託責任 accountability を全うしたことを当該営業年度の計算書に開示すべきである。「元本である資本の払い戻しと成果である利益の配当とでは、その会計的性格を著しく異にしている」²⁰⁾ にもかかわらず、会社法はこれを混同し、信じて託された営業年度の稼得利益の処分すら計算書類に示せないのである。配当提案書の時代には、これら株主向書類から配当率や配当性向を読み取れたが、株主資本等計算書では前期の（定時株主総会で決議された）配当金と期中に確定した中間配当の数値を見るが、当該年度の配当金額は把握できない。また、「事業報告」には年度末までの剰余金の顛末が報告されても、そこから株主の最大関心事の配当利回りを把握できない。

Ⅶ 会社との信認関係

昭和 25 年の取締役会制度導入に際して、取締役の独断を制する「信認義務 duty of loyalty」を課す規定を新設したが、本稿冒頭で言及した大正 11（1922）年の信託（業）法にあってすら、平成 16、18 年の同（業）法改正に至るまで、信託法理を蔑ろにしてきた。更に昭和 45 年の最高裁判決は「委任・信認」同質説とでも言わんばかりの内容であって、この国にはなじみのない「信認関係」への無理ならぬ判断であつた。星川長七は「この関係の立法措置が適切でなかったため、誤解を生じた」²¹⁾と述懐している。

民法上の「委任規定」が商法に採用されたのは明治 44 年の商法改正時であつた。これが取締役に課された「善管注意義務」であり、また民法に「信義則」が加えられたのは昭和 22 年の法第 222 号、すなわち、第 1 条の第 2 項である。

第 1 条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

この信義誠実の原則は権利の行使や義務の履行のみならず契約解釈の基準（最判昭和 32 年 7 月 5 日民集第 11 卷 7 号 1199 頁）であって、私見は後述する取締役に課せられる競合忌避や利益相反取引禁止義務を包含する観念と考えている。

本邦商法における取締役と会社の当初の関係は事務委任であって、業務執行に当たっては「善良な管理者としての注意義務」を守ることであつた。この国の風土は委任事務の処理に当たって「信義誠実」であるべきモラルが浸透していた。これを明確にするために、その後民法第 1 条第 2 項に「信義則」の明文が加えられ、その第 3 項は「権利の濫用は、これを許さず」と念押しをしている。これによって自己の利益追求を優先させることを禁止する英米法の「信認的法律関係」をも包含することとなった、と考えられる。

ところが、である。昭和 25 年に取締役会中心主義を導入する目的で「取締役ハ…忠実ニ其ノ職務ヲ遂行スル義務ヲ負フ」一文が商法第 254 条ノ三に、その具体例として競合忌避義務（第 264 条）と利益相反取引の禁止規定（第 265 条）が追加されたことが問題であつた。

そもそも（法人）性悪説を採る英国法の下で「信認法理」が育つたことから、そこに（企業）性善説を採る「信義則」の（法的）思惟は存在しなかった²²⁾。英国から独立した米国は英国への反感が強く、米国の自由平等を旗印とした風潮が特権的享受者を許さず、19 世紀初期には従来の信託法理に代わる契約的理論を構築していった²³⁾。

並木俊守は米国法において、取締役が会社に対して三つの義務を負うとして、第一に法令順守義務（duty of obedience）であり、第二は善管注意義務（duty of diligence or care）、第三は忠実義務（duty of loyalty）としている²⁴⁾。このことは本稿脚注²⁵⁾に示す「改正模範会社法（Revised Model Business Corporation Act）」からも確かめられる。すなわち § a(1)が信義則、a(2)が善管注意義務、a(3)を忠実義務と読み替え、更に § 8-31、8-32 を具体的忠実義務の内容と読める。これが信義則（Duties of good faith）とは別に本邦に導入されたのである。

Ⅷ むすび

この国の配当宣言財務諸表を論究した嚆矢は片野一郎の論攷²⁶⁾であった。片野博士は西欧諸制度の移植につき次のように述べている。欧米先進国における会計が、中世の旅商人らの記録の方法として発芽し、商業の発展と富の蓄積に裏づけられて簿記として慣行化、産業革命による生産の大規模化が産み、資本と経営の分離した大企業の受託責任会計として社会制度化されて行った自律的進化的なものであったが、まったく事情が異なる後進資本主義国の近代会計は、はじめから意図的、他国の既製制度をモデルに法規制した他律的のものであった²⁷⁾。

近代会計の萌芽から150年近くの歴史を有するこの国の会計の在り方は、経済社会の風土に適した道徳・倫理的要素（商人道）を重視した自律的なものであることを願う処である。先人たちが慎重なうえにも慎重に社会の来し方行く末を熟慮して導入に踏み切った法理論を、一介の黒船が来航した程度でいとも簡単に変更する法学者、行政、立法者の心構えはいかがなものかと問いたい。

特に戦後の会計学者は、企業会計原則をコアにして商法との調整、税法との調整に励み、近代会計思想をこの国に定着させてきた。国際会計基準や新規に創設された会社法に順応するテキスト作りはするものの、あるべき会計の対処の仕方を提示できないのではなかろうか。

最近論議されている医師と患者の信認関係に言及しておきたい。専門的能力をもって広範な裁量権を行使する弁護士・医師・会計士などに信託法理 fiduciary duties を適用し、特に医師については、自らの利益（「医は算術」）よりも患者の利益を優先的に考慮すべしとする風潮がある。しかし、この国には西洋医学が伝わる以前から「医は仁術」という倫理があって、さらに医師法第19条に「診療に従事した医師は、診療治療の求めがあった場合は、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」とする「応召義務」が課せられ、「自己の利益追求に有利であれば違約金を支払って契約を破棄できる」単なる「準委任」（法律行為でない事務の委託）ではないのである。これは一例にしかすぎないが、国際的基準が合理的だからといって、この国に形成されてきた慣行を蔑ろにする理由は無からう。

《注》

- 1) 原征士著『わが国職業的監査人制度発展史』（白桃書房 平成元年6月）p.104 参照。信託法は「1922（大正11）年の制定時に、英米では例外的な債権説の立場で構成されたカリフォルニア州のシヴィル・コウドおよびインド信託法を摂取し、制定後の解釈・運用の面でもドイツ的な債権的な構成がなされて…、契約として構成されるようになった…信託は民法第537条にいう第三者のためにする契約として構成され、預託型の契約として位置づけられて」（木下毅稿「日英米比較信託法序説」高木文雄・小平敦編『信託論叢』精文堂 昭和61年6月 p.67.）きた。なお信託業法とは別に「金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」（いわゆる「兼営法」）により信託銀行が営業している。
- 2) 森本紀行著『フィデューシャリー・デューティー』（ビジネス教育出版社 平成28年）p.154 参照。
- 3) 森本紀行著『上掲書』p.154 参照。
- 4) 森本紀行著『上掲書』p.156。
- 5) 契約法理とは、英米法において、「契約当事者は対等の関係にあり、各々が自己の利益を追求することが許されている関係」を前提とした法理のこと。道徳的・倫理的要素よりも当事者間の合意が重視され、当事者間で合意した契約を破棄した場合には損害賠償を請求され得る。逆に言えば、自己の利益追求に有利であれば契約に定める違約金を支払った上で契約を破棄することも許される（企業年金連合会

用語集 <https://www.pfa.or.jp/yogoshu/shi/shi35.html> より)。

- 6) 英国の株式会社は、South Sea Bubble という苦い経験から、1720年の泡沫会社禁止条例 the Bubble Act を制定して以来、一般会社の法人格付与に対して特許主義をとり厳しく会社設立を制限してきた。ところが18世紀から19世紀前半にかけては、英国をして世界の工場に仕上げた産業革命期にあって、法人格を賦与されなくとも信託制度を利用して会社を設立し、会社財産を受託者に信託財産として委ね、この受託者を取締役に選任して会社経営に当たらせる方法が考案された(星川長七著『取締役忠実義務論』成文堂 昭和47年参照)。
- 7) 英国の会社法(1844年法、1847年法及び1862年法)は、取締役が株主より預かった財産の管理・運用の結果を、①監査役の検査を受けて、かつ②株主総会において貸借対照表を株主へ提出しなければならないという二重の責務を規定していた。これはまさに英国の荘園制時代における受託責任制度 stewardship のもとの会計責任 accountability 概念を英国会社法が継承していったと推察できよう(星川長七著『上掲書』p.50参照)。なお、1948年と1967年の会社法は、「真実かつ公正な外観 (true and fair view)」を与える貸借対照表と損益計算書を要求している。
- 8) 『イギリス会社法』の著者武市春男は「会社の利益配当の意思表示 (declaration) は、誰がするかについて、各会社は、その普通定款をもって、これを規定している。しかし、その会社の普通定款に特別の規定がない限り、株主総会が、その決定をする権限を持っているのである。ただし、この場合でも、株主総会は、取締役会で決めた配当しうる利益として総会に示した金額をこえて、配当をする決議をすることはできない(イギリス会社法附属A表114条)。…取締役会は、原則として、中間配当 (interim dividend) をする権限を有し(イギリス会社法附属A表115条)、かつ、この権限を排除していない会社が相当多数ある。」と記述している(武市春男著『イギリス会社法』国元書房 昭和41年 p.505)。
- 9) 星川長七著『取締役忠実義務論』(成文堂 昭和47年) p.169 参照。
- 10) 片野一郎著『日本財務諸表制度の展開』(同文館出版 昭和43年11月) pp.38-41に紹介された実際報告(貸借対照表)と利益金割合報告(損益並びに剰余金計算書)を加工して掲載したもの。
- 11) 「国立銀行条例」の母法となる米国 National Bank Act. 1864 のその第33条に That the directors of any association may, semi- annually, each year, declare a dividend of so much of the net profits of the association as they shall judge expedient (配当決定権限は取締役会にある) とある。
- 12) 片野一郎は「わが国の銀行会計制度の歴史の上で、これをふり返ってみると、明治6年末から明治9年にいたる最初期の大蔵省提出財務諸表の体系は、取締役が利益処分決定の権限を有して、イギリス型の配当宣言会計報告書、すなわち、利益処分済時点で作る『損益および利益処分結合計算書』・『利益処分済貸借対照表』であり、二つの年度末の会計報告書同士の間完全にアカウントビリティに裏付けられた直接結合関係が存在した。」(片野一郎著『日本財務諸表制度の展開』同文館出版 昭和43年11月 p.264) という。
- 13) 片野一郎著『日本・銀行会計制度史』(地銀協 昭和51年2月) p.265 参照。片野博士の別著に「明治政府が、…イギリス流の独立会計士制度も会社法も二つながら欠如していることによるハンディキャップを克服しなければならなかった。そこで、イギリス系の配当宣言財務諸表方式の数年にわたる実験の結果確立されたのが、利益処分の決定に関して取締役の権限を骨抜きにした名目的配当宣言財務諸表を独立会計士に代位してお上が監査する、という日本式株式会社会計制度であった。この制度を支えた柱が、「国立銀行報告差出方規則附録雛形」として定式化された、利益処分計算のアカウントビリティを空白化した跛行型配当宣言財務諸表体系であった」(片野一郎著『日本財務諸表制度の展開』同文館出版 昭和43年11月 p.96) とある。
- 14) 久野秀男著『株式会社財務諸表論』(同文館 昭和47年9月) pp.77-78。
- 15) 日本会計史学会(安藤英義寄付)スタディ・グループ「受託責任(会計責任)概念の歴史」(第35回日本会計史学会 平成28年9月4日) p.24 参照。なお、1896年公布1900年施行のドイツ民法典は個別修正を経て現在に引継がれが、わが国民法(明治29年)に影響を与えている。そこには「第666条受任者は委任者に必要な報告を行い、要求に応じて業務の状況について情報を提供し、かつ委任の終了後に顛末報告を行わなければならない。」とする規定があり、現行民法第666条も同じである。
- 16) 拙著『会計史余滴』(DTP出版 平成24年3月) pp.145-159 参照のこと。
- 17) 日本会計史学会寄付スタディ・グループ『上掲書』p.63。
- 18) 星川長七著『前掲書』(成文堂 昭和47年) pp.1-2。
- 19) 田中亘著『会社法』(東京大学出版会 平成28年12月) p.399 参照。

- 20) 広瀬義州著『財務会計』（中央経済社 平成 18 年 10 月）p.407.
- 21) 星川長七著『前掲書』p.10.
- 22) この点に着目した船越優子は「信義則の原則はイングランドには根付かなかった。…発展を助けた経済自由主義の興盛（のもと）…信義誠実の一般原則のようなパターンリスティックな原則は、致命傷となった…」という（船越優子稿「コモン・ローにおける信義誠実の原則の展開」『神戸法學』55/2、平成 17 年 9 月 pp.239-240）。
- 23) 正木久司稿「アメリカ初期の株式会社に関する一考察」『同志社商学』第 26 卷 4-6 合併号参照。
性悪説と称したのは、競争忌避義務や利益相反取引をいちいち明示してルール化しなければ、悪行三昧をする人心ないしは民族性から生まれた忠実義務ないしは信託法理であったことからである。
- 24) 並木俊守著『アメリカ会社法研究』（中央経済社 昭和 55 年 12 月 p.81 参照）。
- 25) アメリカ法曹協会が 1984 年に採択した「改正模範会社法（Revised Model Business Corporation Act）」に次のようにある（北沢正啓・平出慶道訳『アメリカ模範会社法』商事法務研究会 昭和 63 年 3 月 pp.69-71）。
- § 8-30 条（取締役のための一般基準）
- a (1)善意で、(2)同様な地位にある通常程度に思慮深い者が類似の状況のもとで用いるような注意をもって、かつ(3)会社の最善の利益になると合理的に信じる方法で、…
- ……
- d 取締役がこの条に従いその職務を遂行したときは、取締役は取締役として行う作為または不作為について責に任じない。
- § 8-31 条（取締役の利害関係の相反）
- a 利害関係が相反する取引とは、会社の取締役が直接的または間接的な利害関係を有するその会社との取引をいう。利害関係が相反する取引は、…
- § 8-32 条（取締役に対する貸付）
- a …、会社はその会社の取締役に金銭の貸付けをなしたまたは取締役の債務を保証してはならない。…
- 26) 片野一郎著『日本財務諸表制度の展開』（同文館出版 昭和 43 年 11 月）
- 27) 片野一郎著『日本・銀行会計制度史』（地銀協 昭和 51 年 2 月）序 p.2 参照。

（原稿受付 2018 年 10 月 26 日）

拓殖大学研究所紀要投稿規則

(目的)

第 1 条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する，経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所，理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下、「研究所」という。）が刊行する紀要には，多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し，研究活動の促進に供することを目的とする。

(紀要他)

第 2 条 研究所の紀要は，次の各号のとおりとする。

- (1) 経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所紀要『拓殖大学 理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』

2 研究所長は，次の事項について毎年度決定する。

- (1) 紀要の『執筆予定表』の提出日
- (2) 投稿する原稿（以下、「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
- (3) 投稿原稿の査読等の日程

(投稿資格)

第 3 条 紀要の投稿者（共著の場合，投稿者のうち少なくとも 1 名）は，原則として研究所の兼任研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

2 研究所の編集委員会が認める場合には，研究所員以外も投稿することができる。

(著作権)

第 4 条 投稿者は，紀要に掲載された著作物が，本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

2 共同執筆として紀要に掲載する場合には，共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し，投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は，共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第 5 条 投稿原稿は，研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

2 投稿原稿は，図・表を含め，原則として返却しない。

3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は，紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

第 6 条 投稿原稿区分は，次の表 1, 2 のとおり定める。

表1 投稿原稿区分：経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所及び人文科学研究所

(1)論文	研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2)研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む。
(3)抄録	経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所，人文科学研究所の研究助成要領第10項(2)に該当するもの。
(4)その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

表2 投稿原稿区別：理工学総合研究所

(1)論文，(2)研究速報，(3)展望・解説，(4)設計・製図，(5)抄録（発表作品の概要を含む），(6)その他（公開講座記録等）

- 2 投稿原稿区分は，投稿者が選定する。ただし，紀要への掲載にあたっては，査読結果に基づいて，編集委員会の議を以て，投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 紀要への投稿が決定した場合には，投稿者は600字以内で要旨を作成し，投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし，要旨には，図・表や文献の使用あるいは引用は，認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表（原稿）の投稿原稿区分は，原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けた研究所員が，既に学会等で発表した研究成果（原稿）は，抄録として掲載することができる。

(投稿料他)

第7条 投稿者には，一切の原稿料を支払わない。

2 投稿者には，紀要3部を贈呈する。

3 投稿者が研究所員の場合には，掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は，超過分について有料とする。

(リポジトリへの公開の停止及び削除)

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には，リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

(その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については，編集委員会の議を以て決定する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は，研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

拓殖大学経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』執筆要領

1. 発行回数

本紀要は、原則として年 3 回発行する。各回の発行について、以下の原稿提出締切日を設ける。

第 1 回	原稿は、5 月末日締切 - 9 月発行
第 2 回	原稿は、9 月末日締切 - 12 月発行
第 3 回	原稿は、1 月上旬締切 - 3 月発行

2. 執筆予定表の提出

本紀要に投稿を希望する者は、『拓殖大学経営経理研究』執筆予定表を当研究所に提出しなければならない。

3. 使用言語

使用言語は、原則として日本語又は英語とする。ただし、これら以外の言語で執筆を希望する場合には、事前に経営経理研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得るものとする。また、日本語以外の原稿は、提出前に必ずその外国語に通じた人の入念な校閲を受けたものに限る。

4. 様式

(1) 投稿区分の指定

投稿規則に示された、「論文」、「研究ノート」、「抄録」以外の「その他」にあたる投稿原稿は、「資料」、「調査報告」、「判例研究」、「書評」、「公開講座」、「文献紹介」、「学会展望」、「その他」のいずれかに区分される。

(2) 字数の制限

投稿原稿は、A4 縦版、横書きで作成し、原則として下記の字数を上限とする。

図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。日本語以外の言語による原稿についてもこれに準ずる。

I	論文、研究ノート	24,000 字
II	資料、調査報告	20,000 字
III	I、II 以外	6,000 字

ただし編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を複数回に分割して投稿することができる。その場合、最初の稿で投稿記事の全体像と分割回数を明示しなければならない。

(3) 投稿原稿の取扱

投稿原稿の受理日は、完成原稿が編集委員会に到着した日とする。

投稿原稿原本は編集委員会に提出された原稿とし、その写しを投稿者が保管する。

(4) 投稿原稿は、原則としてワープロ・ソフトで作成したものに限定する。

(5) 原稿作成にあたっては、A4 用紙を使用し、原則として、日本語原稿は横書きで 1 行 33 文字×27 行、英文原稿はスペースを含め 1 行に半角 66 文字、ダブルスペースで作成すること。

(6) 数字はアラビア数字を用いること。

(7) 上記以外の様式で投稿する場合には、編集委員会と協議する。

5. 表紙

投稿原稿の提出に際しては、『拓殖大学経営経理研究』投稿原稿表紙に必要事項を記入し「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印を行った上で提出すること。

6. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は必要最小限にとどめ、それぞれに通し番号と図・表名を付け、本文中の挿入位置を指定する。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。
- (2) 図・表は、そのまま印刷できる形式で作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

7. 注・引用・参考文献

- (1) 注は、必要箇所の右肩にアラビア数字で通し番号をつけることで、記載があることを示すこと。また、注記内容は文末、あるいは注をつけた部分の記載頁の下に記載するものとする。参考文献の表記は、文末に一括して記載するものとする。
- (2) 英文の場合は、*The Chicago Manual of Style* を準用する。

8. 電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会による審査後、編集委員会により指示された修正・加筆などが済み次第、完成原稿のデジタルデータと、それをプリントした出力原稿1部を提出すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿論文等データを保管しておくこと。

9. 掲載の可否、区分の変更、再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会が指名する査読者の査読結果に基づいて決定する。
- (2) 投稿した原稿を、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正や部分的な書き直しを求めることができる。
- (4) 編集委員会において本紀要に掲載しないことを決定した場合には、拓殖大学経営経理研究所長（以下「所長」という。）より、その旨を執筆者に通達する。

10. 校正

掲載が認められた投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、編集委員会と所長が三校を行う。

校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い迅速に行う。

投稿者による校正が決められた期日までに行われない場合、紀要掲載の許可を取り消すことがある。

11. 改廃

この要領の改廃は、経営経理研究所会議の議を経て、経営経理研究所長が決定する。

附則

本要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成29年4月1日から施行する。

以上

執筆者紹介（目次順）

金山 茂雄 商学部教授（経営情報論，産業論，技術移転論）

海老名 一郎 商学部准教授（経済学，ゲーム理論，交渉理論）

三代川 正秀 拓殖大学名誉教授（会計学，会計史）

拓殖大学 経営経理研究 第114号 ISSN 1349-0281

2019年1月25日 印刷

2019年1月31日 発行

編集 拓殖大学経営経理研究所編集委員会

編集委員 中村竜哉 金山茂雄 山村延郎 田嶋規雄 稲葉知恵子 今井文俊
島内高太 太田 実

発行者 拓殖大学経営経理研究所長 中村竜哉

発行所 拓殖大学経営経理研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-7265（研究支援課）

印刷所 (株)外為印刷

TAKUSHOKU UNIVERSITY
**RESEARCH IN
MANAGEMENT AND
ACCOUNTING**

No. 114

January 2019

Articles

The Globalization of Corporate Technology Management

The Reproduction of the Cultured Element and its Adaptability to
Environmental Change

.....SHIGEO Kanayama (1)

Incomplete Information on the Voter Preference
and International Negotiation

..... ICHIRO Ebina (11)

The Difference of Accounting Thoughts

Between Anglo-American Type and Franco-German Type

..... MASAHIDE Miyokawa (19)

Edited and Published by

**THE BUSINESS RESEARCH INSTITUTE
TAKUSHOKU UNIVERSITY**

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo, Japan